

情報提供ネットワークシステムへの 接続申請に係る留意事項について

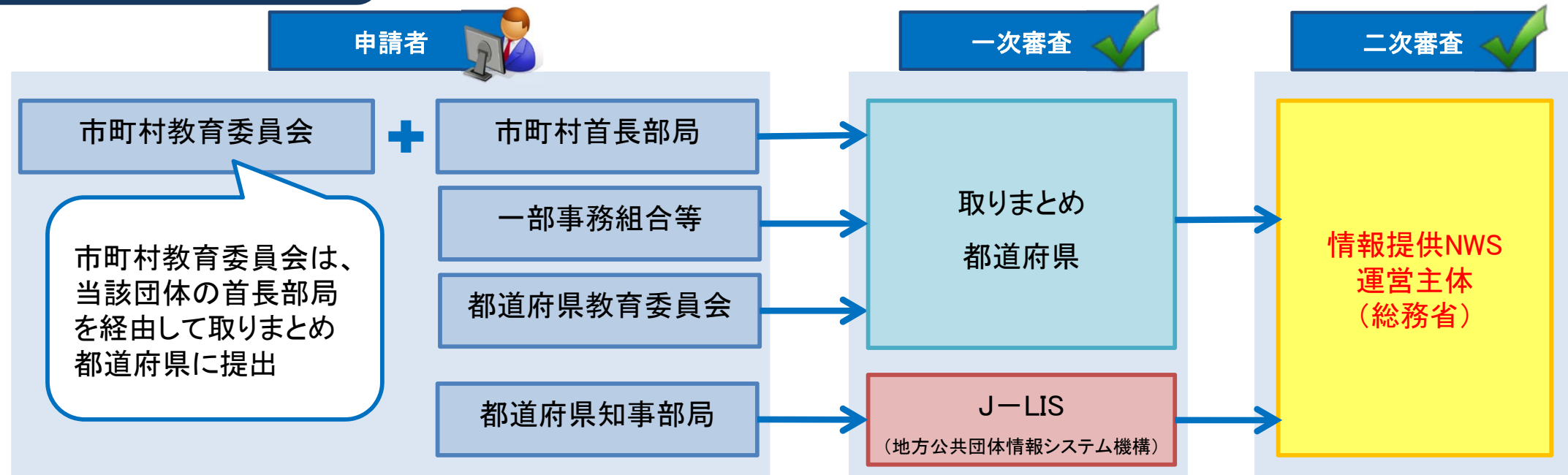


総務省大臣官房企画課個人番号企画室

情報提供ネットワークシステムへの接続申請について

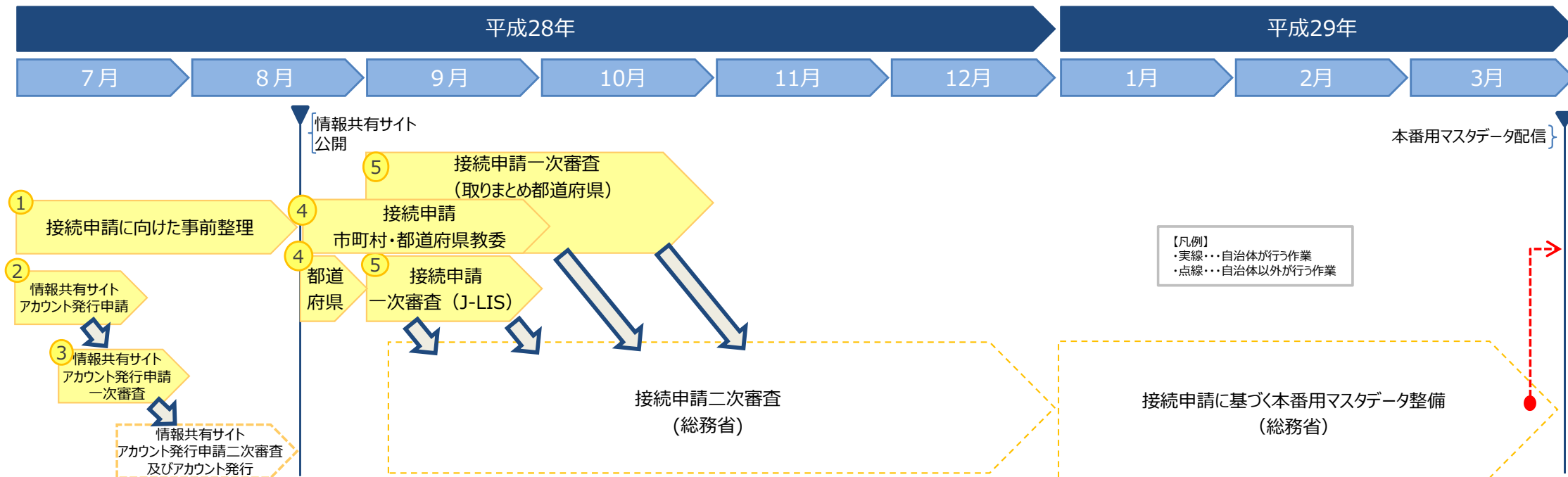
- 情報照会者及び情報提供者（法令の規定により事務の全部又は一部を行うこととされた者を含む。）は、情報連携の開始に当たって、機関ごとに「情報提供ネットワークシステム 接続運用規程」に基づく接続申請を行うこととなる。
- 接続審査は、一次審査（都道府県知事部局分を除いて、取りまとめ都道府県において実施）を経て、総務省において二次審査を行う。
- 接続申請において申請した事項については、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携におけるマスタとして登録されることとなる。

接続審査のフロー



情報共有サイト(申請処理機能)を使用して実施

情報提供ネットワークシステム接続申請スケジュール



接続申請において、各機関で必要になる対応

作業名

作業概要

1 接続申請に向けた事前整理	接続申請に向けて、申請時に必要となる情報の確認や収集等を行う。 ・責任体制及び連絡窓口の整備・・・接続運用を適切に実施するための体制及び連絡窓口の整備 ・情報連携を行う事務手続及び特定個人情報の整理・・・情報連携を行う事務手続及び特定個人情報の整理、また特定個人情報保護評価書の整理 ・委任受任関係の整理・・・委任及び受任している事務の整理、またその根拠法令等の整理 ・安全管理措置・・・安全管理措置一覧及び自己点検表の作成
2 情報共有サイトアカウント発行申請	情報提供NWS運営主体（総務省）に対して、情報共有サイトを利用するためのアカウント発行申請を行う。
3 情報共有サイトアカウント発行申請一次審査	一次審査を行う取りまとめ都道府県及びJ-LISは、取りまとめ対象の機関から提出された情報共有サイトアカウント発行申請について一次審査を行う。
4 接続申請	情報提供NWS運営主体（総務省）に対して、情報連携開始に向けた接続申請を行う。
5 接続申請一次審査	一次審査を行う取りまとめ都道府県及びJ-LISは、取りまとめ対象の機関から提出された接続申請について一次審査を行う。

接続申請における申請項目

- 接続申請において、以下の項目を、取りまとめ都道府県・J-LISを通じて、総務省に提出することが必要

接続申請の主な申請項目

#	申請項目	概要	申請様式
1	接続運用に係る体制	✓ 接続運用規程において求められる責任体制(責任者・管理者・担当者)及び連絡窓口を提出	「責任体制登録(変更)申請書」 (様02-01) 「連絡窓口登録(変更)申請書」 (様02-02)
2	情報連携を行う事務手続・特定個人情報	✓ 情報連携を行う事務手続及び特定個人情報をすべて提出。また、情報連携を行う事務についての特定個人情報保護評価の実施状況を提出	「情報連携事務・特定個人情報の登録(変更)申請書」 (様03-07)
3	事務委任に係る事務手続・特定個人情報	✓ 情報連携を行う事務手続及び特定個人情報について、番号法別表第二で情報照会者・情報提供者として明示されていない場合、委任に係る事務手続・特定個人情報の一覧及びそれぞれの法令上(法令の規定に基づく条例を含む。)の根拠を提出	「情報照会者事務委任情報・情報提供者事務委任情報の登録(変更)申請書」 (様03-08)
4	安全管理措置の実施状況	✓ 接続運用規程の別紙で示す安全管理措置一覧の自己点検結果を提出	「安全管理措置確認結果報告書」 (様02-06)

情報提供ネットワークシステムへの接続申請に係る様式について

様式番号	様式名	概要
様02-01	責任体制登録(変更)申請書	接続する機関としての責任者を登録するための様式
様02-02	連絡窓口登録(変更)申請書	接続する機関の連絡窓口を登録するための様式 平日日中連絡先として登録した連絡先については情報共有サイトで公開する
様02-06	安全管理措置確認結果報告書	安全管理措置の一覧及び自己点検表の結果報告を行うための様式
様03-06	接続開始(再開)申請書	接続開始に向けた総括的な様式
様03-07	情報連携事務・特定個人情報の登録(変更)申請書	以下の項目を申請するための様式 ① 情報連携を行う法定事務 ② 情報提供を行う特定個人情報 ③ ①・②に係るPIAの実施状況
様03-08	情報照会者事務委任情報・情報提供者事務委任情報の登録(変更)申請書	以下の項目の委任受任関係の申請様式 ① 情報照会を行う事務(受任関係のみ) ② 情報提供を行う特定個人情報
様03-09	独自利用事務に関する情報連携事務の登録(変更)申請書	条例連携を行う事務を申請するための様式

【接続申請様式】責任体制登録(変更)申請書

様02-01

責任体制登録(変更)申請書

情報提供ネットワークシステム運営主体 宛

情報提供ネットワークシステムとの接続運用に当たり、以下のとおり責任体制の登録(変更)を申請します。

申請年月日 (yyyy/mm/dd)		申請者部署名	
申請区分		申請者職名	
		申請者氏名	

※ 変更申請の場合は、変更内容を有効とする日付を記載してください。

機関情報	機関の区分①	
	機関の区分②	
	機関名	
	機関の分類	

接続システムを所管していない場合の責任体制は、以下に記入してください。

責任者	部署名	記入不要
	職名	
担当	担当部署・係名	

接続システムを所管している場合の責任体制は、以下に記入してください。

情報システム 責任者	部署名	
	職名	
情報システム 管理者	部署名	
	職名	
担当	担当部署・係名	

申請書を一次審査者(都道府県又はJ-LIS)へ送付する年月日(西暦)を記入
申請区分は「登録申請」とプルダウンで選択(以下同じ。
(様03-06を除く。))

様式の記入担当者の情報を記入
※記入担当者の異動があっても様式の再提出は不要(以下同じ。)

機関情報はプルダウンで選択(以下同じ。)
機関区分①: 地方公共団体
機関区分②: 都道府県名
機関名: 機関名を選択
機関の分類: 取りまとめ都道府県or情報照会者等

責任体制を役職名まで記入

①情報システム責任者

情報提供ネットワークシステムに接続するシステムに係る設計開発・セキュリティ関係の総括的な責任者(各機関の情報セキュリティポリシー等において情報セキュリティ責任者等の職にある者(例: 情報政策担当部長)を充てるのが望ましい。)

②情報システム管理者

情報提供ネットワークシステムに接続するシステムに係る設計開発・セキュリティ関係の総括的な管理者(各機関の情報セキュリティポリシー等において情報セキュリティ管理者等の職にある者(例: 情報政策担当課長)を充てるのが望ましい。)

③担当

情報提供ネットワークシステムに接続するシステムに係る設計開発・セキュリティ関係の総括的に所管する担当課室及び係名

注: 様式の色分けについて

黄・・・手入力 青・・・プルダウン 赤: 自動入力

【接続申請様式】 連絡窓口登録(変更)申請書

様02-02

連絡窓口登録(変更)申請書

情報提供ネットワークシステム運営主体 宛

情報提供ネットワークシステムとの接続運用に当たり、以下のとおり連絡窓口の登録(変更)を申請します。

申請年月日 (yyyy/mm/dd)		申請者部署名	
申請区分		申請者職名	
		申請者氏名	

※ 変更申請の場合は、変更内容を赤字とする目付を記載してください。

機関情報	機関の区分①		平日日中時の連絡窓口(以下、通常連絡先)及び、平日夜間時及び休日時の連絡窓口(以下、緊急連絡先)を以下のとおり登録します。なお、登録内容を変更する際は、本録申請書を更新して遅滞なく再提出します。
	機関の区分②		
	機関名		
	機関の分類		

窓口責任者部署名	
窓口責任者職名	

取得する個人情報の利用目的

◆「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」に基づき、接続運用に際して情報提供ネットワークシステム運営主体及び各機関間の連絡に利用するために以下の個人情報の取扱いを行います。

◆「通常連絡先」に関する情報は、情報共有サイトに公開し、平日日中時に情報提供ネットワークシステム運営主体及び各機関との連絡に利用します。

◆「緊急連絡先」に関する情報は、平日夜間時及び休日時に緊急に連絡する必要がある場合に利用します。なお、情報提供ネットワークシステム運営主体との連絡のほか、各機関との連絡を取る必要がある場合に各機関に連絡先を提供する場合があります。

通常連絡先(平日日中時) 運用上の情報伝達や問い合わせ等、平日日中時の連絡の受付を目的とした連絡窓口を登録してください。

優先順位	変更区分	部署名	氏名【カナ】	連絡先電話番号【ハイフンなし】	連絡先FAX番号【ハイフンなし】	電子メールアドレス	備考
第1優先			【カナ】			【確認】	
第2優先			【カナ】			【確認】	
第3優先			【カナ】			【確認】	

緊急連絡先(平日夜間時) ※1

優先順位	変更区分	部署名	氏名【カナ】	連絡先電話番号【携帯電話番号等】 【ハイフンなし】	電子メールアドレス	備考
第1優先			【カナ】		【確認】	
第2優先			【カナ】		【確認】	
第3優先			【カナ】		【確認】	

緊急連絡先(休日時) ※1

優先順位	変更区分	部署名	氏名【カナ】	連絡先電話番号【携帯電話番号等】 【ハイフンなし】	電子メールアドレス	備考
第1優先	変更		【カナ】		【確認】	
第2優先	変更		【カナ】		【確認】	
第3優先	変更		【カナ】		【確認】	

※1：システム障害等緊急事態が発生した場合の連絡を目的とする連絡窓口として、通常連絡窓口の対応時間外に情報提供ネットワークシステム運営主体からの緊急連絡を受付可能な連絡先を第1優先順位で登録してください。なお、情報提供ネットワークに接続するシステムを持たない情報提供事業者等の所管部署は平日夜間・休日時の連絡先は不要です。

連絡窓口責任者は、セキュリティポリシー等において定めている場合を除き、責任体制において登録した情報システム責任者を登録することを想定

連絡先は、セキュリティポリシー等において定めている場合を除き、責任体制において登録した情報システム責任者の所管部署(一般的には番号制度担当課又は情報政策課を想定)の職員に優先順位を付けて記入

【通常連絡先】

平日日中の連絡先として登録し、情報共有サイトに連絡先として登録され、共有されることから、部署・係等の直通電話番号を記入すること。

また、メールアドレスは、個人のメールアドレスの他、日常的に使用している場合には課室等の共有メールアドレスを記入しても差し支えない。

【緊急連絡先(平日夜間・休日等)】

平日日中以外の連絡先として登録することから、公用携帯電話又は担当者の携帯電話の電話番号・メールアドレスを記入すること。

また、平日夜間連絡先と休日等の緊急連絡先を分けていない場合は、同一の連絡先を記入しても差し支えない。

なお、緊急連絡先は、情報共有サイトにおいて共有しない。

【接続申請様式】 安全管理措置確認結果報告書

様02-06

安全管理措置確認結果報告書

情報提供ネットワークシステム運営主体 宛

情報提供ネットワークシステムへ接続する以下のシステムに係る安全管理措置の自己点検結果を報告します。
自己点検結果の詳細については「[接続運用規程 別紙2 安全管理措置一覧及び自己点検表](#)」に詳細を記載して添付します。

申請年月日 (YYYY/MM/DD)	
申請区分	

機関情報	機関の区分①	
	機関の区分②	
	機関名	
	機関の分類	

責任体制登録様式に記入した情報システム責任者と同一の者を記入

情報システム 責任者	部署名	
	職 名	
	氏 名	

※ 安全管理措置に関する資料は、22、23ページを参照してください。

【接続申請様式】 接続開始(再開)申請書

様03-06

接続開始（再開）申請書

情報提供ネットワークシステム運営主体 宛

情報提供ネットワークシステムへの接続運用に当たり、以下の通り接続開始（再開）を申請します。

申請年 (yyyy/mm)	自動入力	申請者部署名	自動入力
申請区分		申請者職名	
		申請者氏名	

機関名	自動入力	所在地住所	
-----	------	-------	--

接続システム情報

インターフェイスシステム集約ASPを利用する ☐ ←地方公共団体（インターフェイスシステム集約ASPを利用する機関）は、チェックをつけてください。

インターフェイスシステム名	記入不要
インターフェイスシステムURL	
中間サーバー等情報（URL）	

↑「インターフェイスシステム集約ASPを利用する」をチェックをした場合は、上記項目の入力は不要です。

有効開始日 (yyyy/mm/dd)		有効終了日 (yyyy/mm/dd)		有効終了日 未定	☐ ←有効終了日未定の場合「有効終了日」は空欄にしてチェックを入れてください。
-----------------------	--	-----------------------	--	-------------	--

添付する同時申請様式

様式ID	申請様式名	添付する
様02-01	責任体制登録（変更）申請書	☐
様02-02	連絡窓口登録（変更）申請書	☐
様03-07	情報連携事務・特定個人情報の登録（変更）申請書	☐
様03-08	情報照会事務委任情報・情報提供事務委任情報の登録（変更）申請書	☐
様03-09	独自利用事務に関する情報連携事務の登録（変更）申請書	☐
様02-06	安全管理措置確認結果報告書	☐
別紙	安全管理措置自己点検表	☐
その他		☐

申請区分は「接続申請」とプルダウンで選択

申請者の情報は、申請ワークフローシステムにより自動で入力されるため、記入不要

所在地住所には本庁の住所を記入

地方公共団体（後期高齢者広域連合を除く。）は、インターフェイスシステム集約ASPを利用するので必ずチェックを入れること。

有効開始日は、空欄とするまた、機関の廃止が決まっている場合を除き、有効終了日未定にチェックを入れること。

接続申請において添付する申請書の欄にチェックを入れること。
※原則として「その他」以外全ての項目にチェックを入れること。
（ただし、条例連携を行わない場合は「様03-09」はチェックしないこと。）

※「その他」は申請書に別紙を添付する場合にチェックを入れること。

（添付ファイルが想定される事例）

- 情報連携の対象となる事務・特定個人情報を委任を行っているため、根拠条例等を提出する場合
- 情報連携の対象となる事務に係るPIA評価書について特定個人情報保護評価WEBに掲載していないため、特定個人情報保護評価書を提出する場合

【接続申請様式】 申請前情報選択画面（画面イメージ）

申請前情報選択画面

機関種類選択

☐ : 県
☐ : 指定都市
☐ : 中核市

☒ : 町村
☒ : 生活保護事務
☒ : 公営住宅事業事務
☐ :

☐ : 県教育委員会
☐ : 一部事務組合
☐ :

☐ : *****
☐ : *****
☐ : *****

◆ 情報照会を行う事務

項番	別表第二項番	事務名	法令上 情報照会を行 わない事務	情報照会を 行わない	受任事務
1	1	健康保険法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	☑	☐	☑
2	2	健康保険法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	☐	☑	☐
}					
79	119	健康保険法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	☐	☐	☐
80	120	健康保険法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	☑	☑	☐

◆ 情報提供を行う特定個人情報

項番	特定個人 情報番号	特定個人情報名	法令上 情報提供を行 わない特定個 人情報	情報提供を 行わない	受任により情 報提供を行う 特定個人情報	委任した 特定個人情報
1	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	☐	☐	☐	☐
2	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	☐	☑	☐	☑
}						
79	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	☐	☐	☐	☑
80	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	☑	☐	☑	☐

作成する申請書の選択

☒ 様03-07 情報連携事務・特定個人情報の登録（変更）申請書
☒ 様03-08 情報照会者事務委任情報・情報提供者事務委任情報の登録（変更）申請書
☒ 様03-09 独自利用事務に関する情報連携事務の登録（変更）申請書

**本画面は、入力支援ツールとして
利用することとする予定です。**

機関種類及び機関種類の選択で一意に確定しない情報連携の対象となる事務（福祉事務所を設置している町村/生活保護法による保護の決定等に関する事務（番号法別表第2の26項）など）を選択して「事務選択」ボタンを押下すると「情報照会を行う事務」と「情報提供を行う特定個人情報」が表示される。

法令上、情報照会が認められる事務のうち、情報照会を行わない事務がある場合は、「情報照会を行わない」欄にチェックを入れる。
また、受任事務である場合は、「受任事務」欄にチェックを入れること。

法令上、情報提供を行う特定個人情報について、委任等により情報提供を行わない場合、「情報提供を行わない」欄にチェックを入れること。
また、受任・委任関係がある場合、状況に応じて、「受任により情報提供を行う特定個人情報」又は「委任した特定個人情報」欄にチェックを入れること。

上記の選択が完了した時点で、作成する申請書を選択し「様式作成ボタン」を押下
選択された情報が反映（自動入力）された該当様式が生成される。

【接続申請様式】 申請前情報選択画面(画面イメージ)

申請前情報 選択画面

自動作成

様式03-07

(1)情報照会を行う
事務情報

(2)情報提供を行う
特定個人情報

様式03-08

(1)情報照会事務に
関する委任情報

(2)特定個人情報の情報
提供に係る委任情報

(3)特定個人情報の情報
提供に係る受任情報

様式03-09

(1)情報連携を行う
独自利用事務

【接続申請様式】 情報連携事務・特定個人情報の登録(変更)申請書①

(1) 情報照会を行う事務情報

申請番号は自動で入力されるため、記入不要(以下同じ。)

様03-07 1. 情報照会を行う事務情報

項番	別表第二項番	事務名	申請区分	PIAの実施状況	評価書番号 (※1)	評価書名 (※1)	添付 (※2)
1							☐
2							☐
3							☐
4							☐
5							☐
6							☐
7							☐
8							☐
9							☐
10							☐

申請前情報選択画面で
選択した事項が
自動入力

「別表二項番・事務名」

申請前情報選択画面で選択した事項が自動表示される。

「申請区分」

「登録」を選択する。

「特定個人情報保護評価(PIA)」関係

PIAの実施状況については、実施している場合には「空欄」、未実施の場合は「保有する特定個人情報ファイル1000人未満」又は「その他」を選択し、「その他」を選択した場合には、具体的な理由を記入

PIAを実施している場合には、該当する全ての特定個人情報保護評価書の評価書番号及び評価書名を記入すること。また、個人情報保護委員会が設置している特定個人情報保護評価WEBにおいて特定個人情報保護評価書を公開していない場合には、当該特定個人情報保護評価書を添付すること。

【接続申請様式】 情報連携事務・特定個人情報の登録(変更)申請書②

(2) 情報提供を行う特定個人情報

様03-07 2.情報提供を行う特定個人情報

申請番号

項番	特定個人情報番号	特定個人情報名	申請区分	PIAの実施状況	評価書番号 (※1)	評価書名 (※1)	添付 (※2)
1							☐
2							☐
3							☐
4							☐
5							☐
6							☐
7							☐
8							☐
9							☐
10							☐

申請前情報選択画面で
選択した事項が
自動表示

「特定個人情報番号・特定個人情報名」

申請前情報選択画面で選択した事項が自動表示される。

「申請区分」

「登録」を選択する。

「特定個人情報保護評価(PIA)」関係

PIAの実施状況については、実施している場合には「空欄」、未実施の場合は「保有する特定個人情報ファイル1000人未満」又は「その他」を選択し、「その他」を選択した場合には、具体的な理由を記入

PIAを実施している場合には、該当する全ての特定個人情報保護評価書の評価書番号及び評価書名を記入すること。また、個人情報保護委員会が設置している特定個人情報保護評価WEBにおいて特定個人情報保護評価書を公開していない場合には、当該特定個人情報保護評価書を添付すること。

【接続申請様式】 申請前情報選択画面(画面イメージ)

申請前情報 選択画面

[illegible]

自動作成

[illegible][illegible][illegible]

000-07 1.情報開示を行う事務情報

申請番号

年	月	日	情報開示の 内容	情報開示の 方法	情報開示の 場所	情報開示の 時期	情報開示の 回数	情報開示の 結果
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	32	33	34	35	36
37	38	39	40	41	42	43	44	45
46	47	48	49	50	51	52	53	54
55	56	57	58	59	60	61	62	63
64	65	66	67	68	69	70	71	72
73	74	75	76	77	78	79	80	81
82	83	84	85	86	87	88	89	90
91	92	93	94	95	96	97	98	99
100	101	102	103	104	105	106	107	108
109	110	111	112	113	114	115	116	117
118	119	120	121	122	123	124	125	126
127	128	129	130	131	132	133	134	135
136	137	138	139	140	141	142	143	144
145	146	147	148	149	150	151	152	153
154	155	156	157	158	159	160	161	162
163	164	165	166	167	168	169	170	171
172	173	174	175	176	177	178	179	180
181	182	183	184	185	186	187	188	189
190	191	192	193	194	195	196	197	198
199	200	201	202	203	204	205	206	207
208	209	210	211	212	213	214	215	216
217	218	219	220	221	222	223	224	225
226	227	228	229	230	231	232	233	234
235	236	237	238	239	240	241	242	243
244	245	246	247	248	249	250	251	252
253	254	255	256	257	258	259	260	261
262	263	264	265	266	267	268	269	270
271	272	273	274	275	276	277	278	279
280	281	282	283	284	285	286	287	288
289	290	291	292	293	294	295	296	297
298	299	300	301	302	303	304	305	306
307	308	309	310	311	312	313	314	315
316	317	318	319	320	321	322	323	324
325	326	327	328	329	330	331	332	333
334	335	336	337	338	339	340	341	342
343	344	345	346	347	348	349	350	351
352	353	354	355	356	357	358	359	360
361	362	363	364	365	366	367	368	369
370	371	372	373	374	375	376	377	378
379	380	381	382	383	384	385	386	387
388	389	390	391	392	393	394	395	396
397	398	399	400	401	402	403	404	405
406	407	408	409	410	411	412		

[illegible]

第10-01 1. 情報照会事務に関する委任情報（委任により行う当該二次事務）					申請番号		
区分	種別	申請内容	委任の経路となる法律 (法)	委任の経路となる関係者の 名称及び住所となる番号等 (法)	状況	委任元 (法) 委任経路欄ニ示す	宛先機関 (法)
1	1				☐		☐
2	2				☐		☐
3	3				☐		☐
4	4				☐		☐
5	5				☐		☐
6	6				☐		☐
7	7				☐		☐

(2) 特定個人情報の情報提供に係る委任情報

(3) 特定個人情報の情報提供に係る受任情報

欄00-09 1.情報連携を行う独自利用事務情報		申請番号	
項番	事例番号	独自利用事務名	
1		(1)情報連携を行う 独自利用事務	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

【接続申請様式】

情報照会事務委任情報・情報提供事務委任情報の登録(変更)申請書 ①

(1) 情報照会事務に関する委任情報

様03-08 1. 情報照会事務に関する委任情報(受任により行う別表第二の事務)										申請番号	
項番	別表第二項番	事務名	管理番号	事務手続名	申請区分	受任した事務手続	委任の根拠となる法令 [86]	委任の根拠となる条例等の 名称及び該当する条番号 [86]	添付	委任元 [86] 委任元機関コード	委任元機関 による確認 [86]
1									☐		☐
2									☐		☐
3									☐		☐
4									☐		☐
5									☐		☐
6									☐		☐

申請前情報選択画面で選択した事項が
自動表示

【委任された事務の記入方法】「別表第二項番」欄～「事務手続で利用する特定個人情報名」欄

申請前情報選択画面で選択した事項が自動表示される。

当該事務に係る個別の手続の委任情報についてはプルダウンで選択する。

※申請区分は「登録」を選択する。

【委任根拠の記載】「委任の根拠となる法令」欄～「委任元機関による確認」欄

委任の根拠となる法令は、地方自治法に基づく場合にはプルダウンで該当条文を選択し、法令の規定に基づく条例、規則、規約等(受任を受けた事務の範囲を明確にしている規定)を添付すること。また、委任元の機関も選択することとなるが、委任元が複数ある場合(複数の構成市町村の情報連携の対象事務を共同処理している一部事務組合など)については、全ての委任元を選択すること。

委任元機関までの入力終了したら委任元機関に対して、記載内容の確認を行い、チェックを入れること。

※ 委任が複層に渡り行われている場合(例:地方税徴収事務を都道府県Aから市町村Bへ委任し、さらに市町村において当該事務を一部事務組合Cで共同処理している場合など)には、実際に情報連携を行う機関(例の場合だと一部事務組合C)が、全ての委任の根拠規定を申請する(例の場合、B→Cへの委任根拠だけではなく、A→Bへの委任根拠についても申請する。)

【接続申請様式】

情報照会事務委任情報・情報提供事務委任情報の登録(変更)申請書 ②

(2) 特定個人情報の情報提供に係る委任情報

様03-08 2. 情報提供事務に関する委任情報（別表第二により情報提供の義務を有する特定個人情報）

申請番号

項番	特定個人情報番号	特定個人情報名	申請区分	委任の有無	委任先 [※2] 委任先機関コード
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

申請前情報選択画面で選択した事項が
自動表示

【特定個人情報を提供する事務を委任している場合の記入欄】

特定個人情報を提供する事務を委任している場合は、申請前情報選択画面で選択した事項が自動表示されるため、委任先を選択する。

【接続申請様式】

情報照会事務委任情報・情報提供事務委任情報の登録(変更)申請書 ③

(3)特定個人情報情報の情報提供に係る受任情報

様08-08 3. 情報提供事務に関する委任／受任情報（別表第二により情報提供の義務を有する特定個人情報）							申請番号
項番	特定個人情報番号	特定個人情報名	申請区分	委任の根拠となる法令 【81】	委任の根拠となる条例等の 名称及び該当する条番号 【81】	添付	委任元 【84】 委任元機関コード
1						☐	
2						☐	
3						☐	
4						☐	
5						☐	
6						☐	
7						☐	
8						☐	
9						☐	
10						☐	

申請前情報選択画面で
選択した事項が自動表示

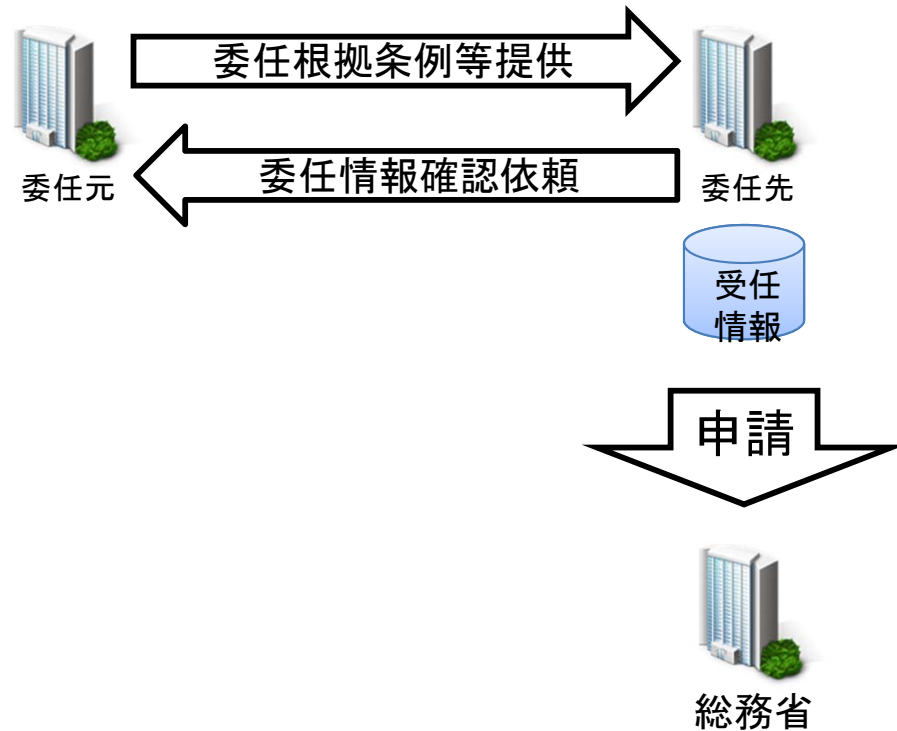
【特定個人情報を提供する事務の委任を受けている場合の記入欄】

特定個人情報を提供する事務を受任している場合は、申請前情報選択画面で選択した事項が自動表示されるため、委任根拠の記入、委任元を選択する。

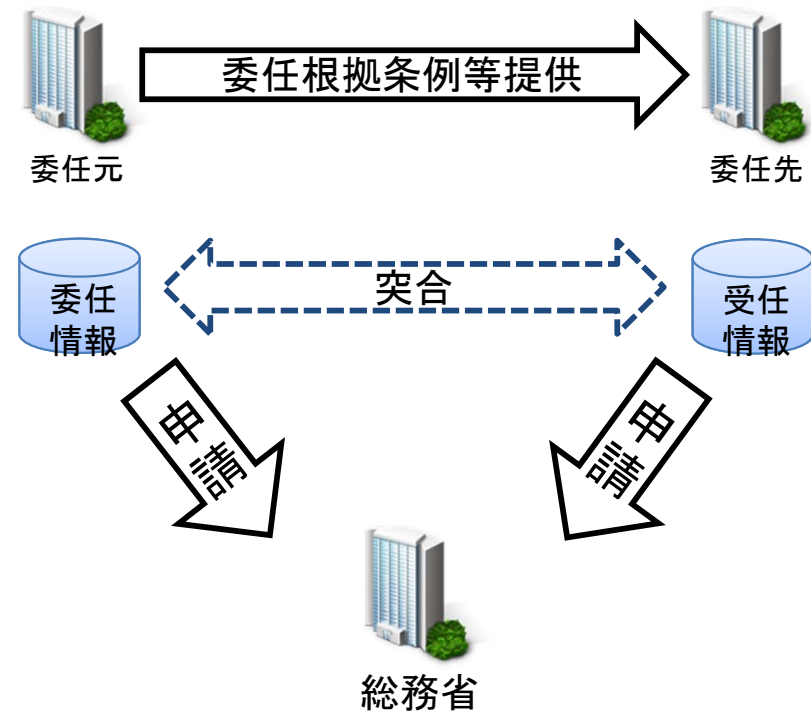
情報連携の対象となる事務の委任・受任関係の申請イメージ

委任・受任関係の申請イメージ

情報照会事務



情報提供事務



【主な相違点】

- ・ 情報照会事務は受任情報のみ申請することとなる。
- ・ 情報提供事務は委任元・委任先ともに委任受任情報を申請し、突合する。
- ・ 情報照会事務・情報提供事務ともに委任の根拠条例等は委任先(事務を行う者)が申請する。

情報連携事務に係る委任の主な法令上の根拠

- 情報連携の対象となる事務の委任の主な根拠となる類型については次のとおりとなる。
- 都道府県→市町村や市町村→一部事務組合といった一対一の委任関係ではなく、都道府県→市町村→一部事務組合などといった委任関係が複層的になっている場合があるので、委任関係の整理の際は、十分に注意すること。
- また、法令の規定によらず、要綱、通知等により委任を行っている場合は、委任先において情報提供ネットワークシステムを利用することができない点に注意すること。

#	委任の類型	法令・条例、規則、規約等	例
1	● 長の事務の委員会への委任 ● 委員会の事務の長への委任	地方自治法第180条の2及び委任事務を明示している規則等 地方自治法第180条の7及び委任事務を明示している規則等	A市の首長部局の事務XをA市の教育委員会へ委任し、事務XをA市教育委員会で行う場合
2	● 長の事務の委員会への補助執行 ● 委員会の事務の長への補助執行	地方自治法第180条の2及び補助執行事務を明示している規則等 地方自治法第180条の7及び補助執行事務を明示している規則等	A市の教育委員会が、事務XをA市の首長部局に補助執行させ、事務XをA市首長部局で行う場合
3	事務の委託	地方自治法第252条の14及びこの規定に基づく規約	協議により規約を定め、B市の事務XをA市に委託し、事務XをA市で行う場合
4	事務処理特例	地方自治法第252条の17の2及びこの規定に基づく条例	C県の権限に属する事務Xを、権限を移譲し、事務Xを域内のA市で行う場合
5	事務の共同処理	地方自治法第284条及び関係地方公共団体が定めた規約	A市、B市、C県が協議の上、規約を定め、事務XをD一部事務組合において、共同処理する場合

※ 上記の類型は、個人番号利用事務の委任の主な類型を表したものであり、これら以外にも委任の類型はあり得る。

【接続申請様式】 申請前情報選択画面(画面イメージ)

申請前情報 選択画面

申請前情報選択画面

作成する情報の選択

101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

自動作成

様式03-07

(1) 情報照会を行う
事務情報

(2) 情報提供を行う
特定個人情報

様式03-08

(1) 情報照会事務に
関する委任情報

(2) 特定個人情報の情報
提供に係る委任情報

(3) 特定個人情報の情報
提供に係る受任情報

様式03-09

(1) 情報連携を行う
独自利用事務

【接続申請様式】

独自利用事務に関する情報連携事務の登録(変更)申請書

様03-09 独自利用事務に関する情報連携事務の登録(変更)申請書

情報提供ネットワークシステム運営主体 宛

独自利用事務に関する情報連携事務の登録(変更)を申請します。

申請年月日 (YYYY/MM/DD)		申請者部署名	
申請区分		申請者職名	
		申請者氏名	

機関情報	機関の区分①	
	機関の区分②	
	機関名	
	機関の分類	

様03-09 1. 情報連携を行う独自利用事務情報

申請番号

項番	事例番号	独自利用事務名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

**申請前情報選択画面で
選択した事項が自動表示**

**独自利用事務に関する申請は、
個人情報保護委員会への
届出内容と必ず一致させること**

【接続申請様式】 審査者記入欄(各様式共通)

【 以下は審査者入力欄のため記入不要 】			
申請番号			
一次審査結果		一次審査コメント	
一次 審査者	機関名		
	部署名		
	氏 名		
二次審査結果		二次審査コメント	

【申請番号】・・・・・・・・・・申請番号を手入力
 【一次審査者】・・・・・・・・・・一次審査を行った担当者の所属、氏名を入力
 【審査結果（一次・二次）】・・・・「承認」又は「否認」をプルダウンで選択入力
 【審査コメント（一次・二次）】・・審査結果が「否認」の場合、否認とした具体的な理由を記入

申請者は審査者記入欄に、なにも入力しないこと

安全管理措置の概要①

安全管理措置	概要
1. 安全管理措置の基本的枠組み	・各機関において、情報セキュリティポリシー及び関係規定等が適切に定められ、当該規定等に基づき責任体制や報告体制などが整備されていることの確認 ・情報セキュリティポリシー及び関係規定等が適正に運用されていることの点検や見直しが行われていることの確認 【重点報告事項】 ○責任体制の整備 ○報告体制の整備 ○インシデントへの対応 等
2. 外部委託	・各機関において情報システムに係る外部委託を行うに当たり、業者の選定基準や契約事項について、以下のような項目が規定に定められていることの確認 - i セキュリティ水準を評価することになっているか - ii 情報の目的外使用の禁止や情報セキュリティ対策の履行状況を確認等を行うことになっているか 【重点報告事項】 ○業者の選定基準の規定 ○情報セキュリティ対策の履行状況の確認 等
3. 情報システムのライフサイクル	・情報資産の整理を行うとともに、情報システムに係る文書の整備及び取扱いに係る規定の整備についての確認 ・情報システムに係る計画、構築、運用、廃棄までのライフサイクルに合わせた運用が適切に行われていることの確認 【重点報告事項】 ○文書の適正な取り扱い ○保守作業の確認 ○情報セキュリティ対策の見直し 等

安全管理措置の概要②

安全管理措置	概要
4. 情報システムのセキュリティ要件	・情報システムに係る設備等の物理的対策、IDやパスワードの管理方針等の人的対策、主体認証やウィルス対策などの不正プログラム対策等の技術的な対策について機関規模や状況に応じ適切になされていることの確認 【重点報告事項】 ○主体認証 ○アクセス制御 ○不正プログラム対策 等
5. 情報システムの構成要素	・サーバや端末において、不要なソフトウェアの削除や廃棄時におけるデータの消去等を機関規模や状況に応じ適切に行っているかの確認 ・インターネットと業務システムとの通信の分離や通信の暗号化等の通信回線における対応等を機関規模や状況に応じ適切に行っているかの確認 【重点報告事項】 ○通信回線に係る対策 ○フリーメールの禁止 ○時刻同期 等

情報提供ネットワークシステム関係のドキュメント体系

【法令】

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）

【告示】

- ・電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークを使用した送信の方法に関する技術的基準（平成27年総務省告示第401号）

情報提供ネットワークシステム接続運用規程

情報提供ネットワークシステム・インターフェイスシステム集約ASP-
地方公共団体情報連携中間サーバシステム接続実施要領(案)

安全管理措置（接続運用規程別紙2）

情報提供ネットワークシステムに接続する機関（地方公共団体含む）が接続にあたって遵守すべき事項をまとめたもの

補完

安全管理措置解説資料

（地方公共団体向け申請の手引き 別紙）

安全管理措置において求めている具体的な取組についてまとめたもの

接続運用実施要領（情報照会者等向け）

接続運用に当たって必要となる作業の実施に係る要領（申請書作成要領等）

補完

地方公共団体向け申請の手引き

情報提供ネットワークシステムへの接続申請に当たり、地方公共団体において、最低限行うべき事項をまとめた手引き

※ この手引きは、情報提供ネットワークシステム接続運用規程、接続運用実施要領（情報照会者等向け）等の記述から、接続申請に関し、最低限必要となる記述を引き抜き構成したものであるもので、規程等の内容について情報連携の開始までに必ず確認すること。

接続運用実施要領

- ・住基ネット向け
- ・監視・監督システム向け
- ・マイナポータル向け